

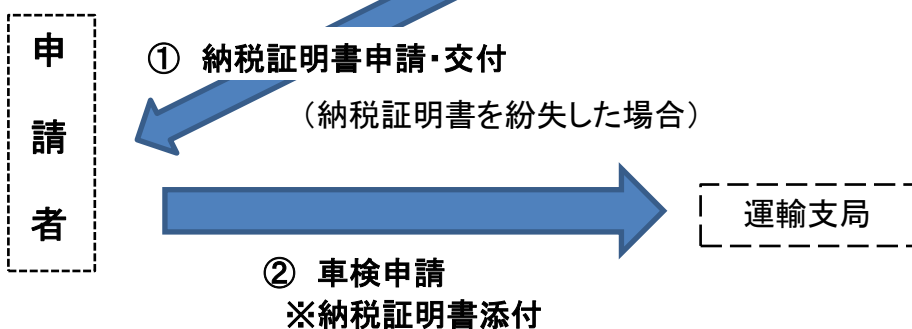
# 車検時における自動車税の納税確認が 電子化されました

自動車の車検更新時には、自動車税の納税確認が行われますが、平成27年4月1日より、運輸支局で電子的に納税確認できるようになりました。これにより、運輸支局での車検更新時に、納税証明書を提示しなくても、車検を更新することができます。

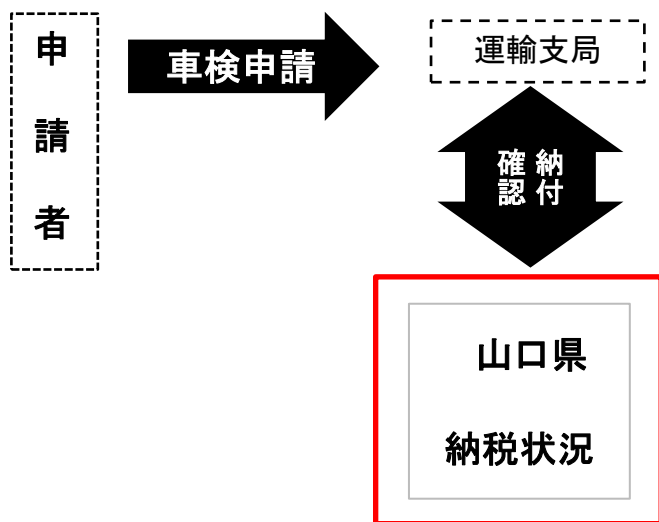
※軽自動車税(軽自動車・バイク)は含まれません。

平成27年4月1日まで

県税事務所



平成27年4月1日から



電子化された納税情報により納税確認します。これにより、納税証明書の提示を省略することができます。

また、これまで納税証明書を紛失した場合に必要な納税証明書の再交付手続も不要となります。

なお、当面は従来どおり、納税通知書に納税証明書も添付します。

## 【注意点】

金融機関などで納付した場合、運輸支局への納税データの提供に、納付後1週間程度かかります。納付後すぐに車検の更新を行う場合には、これまでどおり山口県が発行した納税証明書を提示する方法により、車検を更新していただくことになります。

詳細につきましては、税務課又はお近くの県税事務所までお問い合わせください。

(広報に関する問い合わせ先) 山口県総務部税務課収納管理班 083-933-2288

◆納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税の未納(延滞金を含む)がない場合に限りです。